

## 第1部 犯罪被害者等のための施策と進捗状況

### 第1章 犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進の枠組み

第1節 政府全体の推進体制の概略	24
(1) 犯罪被害者等施策推進会議	24
(2) 基本計画推進専門委員等会議	24
(3) 犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議	24
第2節 犯罪被害者等基本計画の策定の概略	25
第3節 推進体制に関する施策の取組状況	25
(1) 国の行政機関相互の連携・協力	25
(2) 地方公共団体との連携・協力	27
(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映	27
(4) 施策策定過程の透明性の確保	27
(5) 施策の実施状況の検証・評価・監視	28
(6) フォローアップの実施	28
(7) 基本計画の必要な見直し	28
コラム 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの「検討会」の開催	29

### 第2章 犯罪被害者等のための具体的施策

第1節 損害回復・経済的支援等への取組	34
1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）	34
(1) 交通事故被害者への相談対応	34
(2) 刑事事件記録の閲覧制度	35
(3) 刑事和解（犯罪被害者保護二法関係）	35
(4) 日本司法支援センターによる支援	35
(5) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	35
(6) 刑事和解等の制度の周知	36
(7) 保険金支払いの適正化等	36
(8) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用	38
(9) 暴力団犯罪による被害の回復の充実	38
(10) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施	39
(11) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討、公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討	39
(12) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び実施	39
コラム 法制審議会への犯罪被害者等の保護に関する諮問	40
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）	41
(1) 犯罪被害者救済基金による奨学事業	41
(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度	41
(3) ひき逃げ等の被害者に対し、政府保障事業において加害者に代わり損害をてん補	41
(4) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善	41
(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	42

(6) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大	42
(7) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施	43
(8) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減	44
(9) 医療保険利用の利便性確保	44
(10) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担	44
<b>3 居住の安定（基本法第16条関係）</b>	44
(1) 公営住宅への優先入居等	44
(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	45
(3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	45
(4) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	45
<b>4 雇用の安定（基本法第17条関係）</b>	45
(1) 事業主等の理解の増進	45
(2) 個別労働紛争解決制度の活用等	46
(3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討	47
<b>第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</b>	48
<b>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）</b>	48
(1) 被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備	48
(2) 児童相談所及び婦人相談所における相談援助	48
(3) 児童自立生活援助事業	48
(4) 児童福祉施設及び婦人保護施設入所措置	49
(5) 保健所及び精神保健福祉センターにおける心のケアに関する相談窓口での対応	49
(6) 「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等	49
(7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	49
(8) 高次脳機能障害者への支援の充実	50
(9) 思春期精神保健の専門家の養成	51
(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施	51
(11) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	51
(12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等	51
(13) 検察官等に対する研修の充実	51
(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	52
(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	52
(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	52
(17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	53
(18) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	53
(19) 里親制度の充実	53
(20) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知	54
(21) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	54
(22) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	54
(23) 重度の PTSD 等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施、犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討	55
(24) PTSD の診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	55